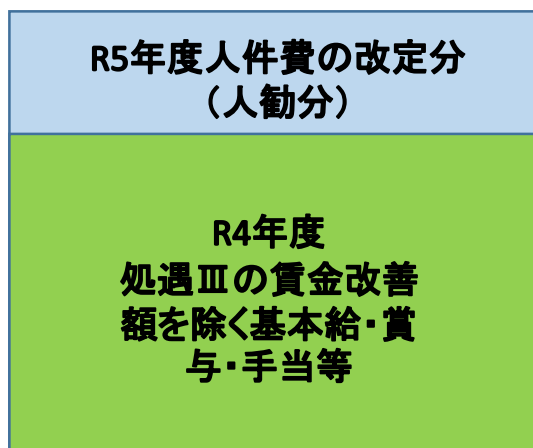
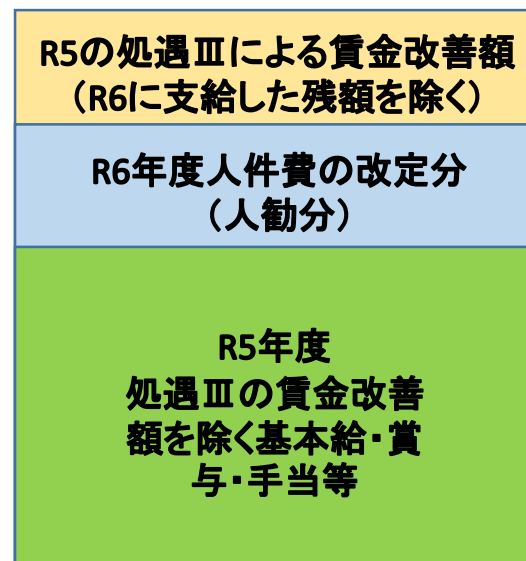


R6年度より、起点賃金水準に「加算前年度の処遇Ⅲによる賃金改善額」が含まれる予定となっております

R5年度
起点賃金水準の考え方

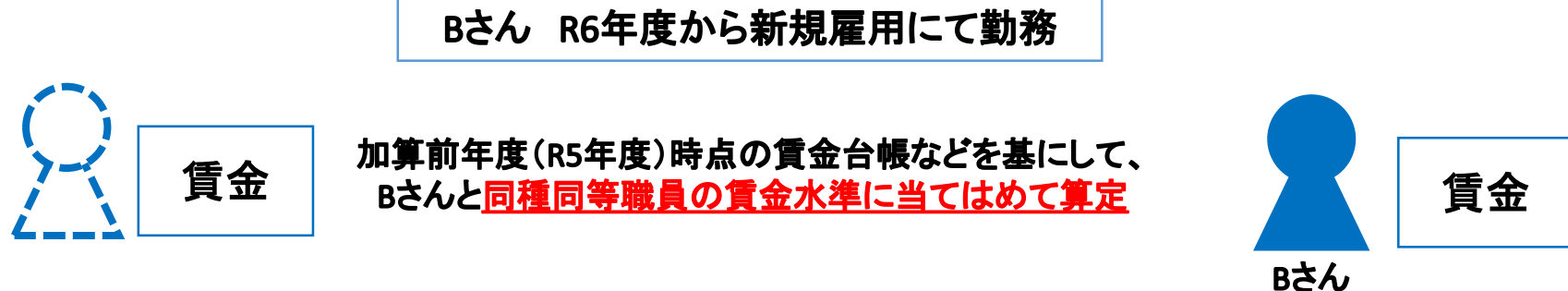
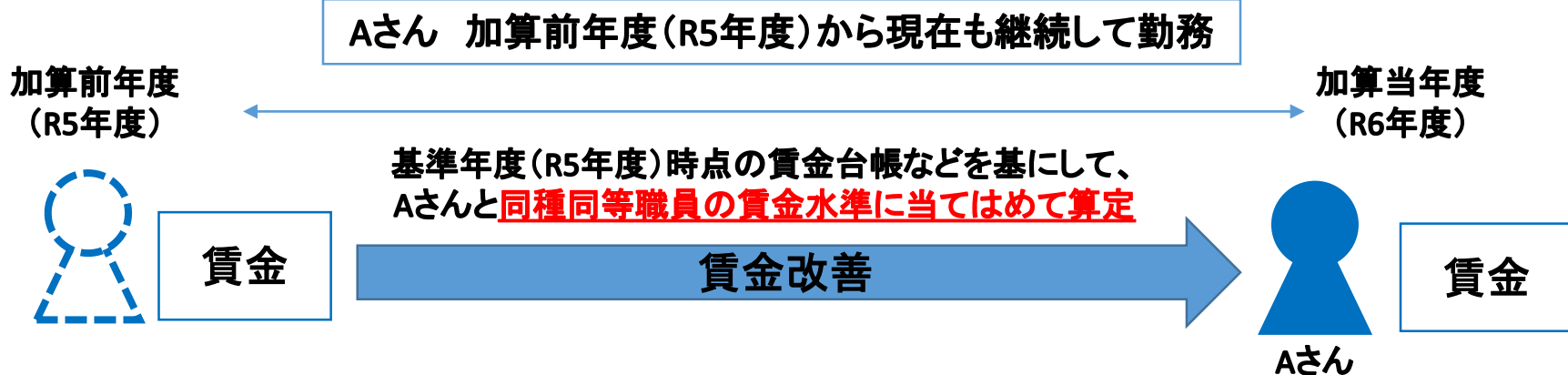


R6年度
起点賃金水準の考え方



- R6年度起点賃金水準には、加算前年度(R5年度)の処遇Ⅲ賃金改善額が含まれるので、注意が必要です
- 園全体の金額ではなく、対象職員ごとに起点賃金水準を確認する必要があります

基準年度における起点賃金水準のイメージ①



Aさん(加算前年度(R5年度)から現在も継続して勤務)の起点賃金水準

<前提条件>

D保育園に勤務

職種:主任保育士

勤続年数:10年目(令和6年度時点)

D保育園における給与規定は令和5年度から変更なし

D保育園では、10年目の主任保育士に対して、令和5年度時点で処遇改善等加算Ⅲ手当として月9,000円(年108,000円)を支給

<考え方>

令和5年度において、D保育園に10年目の主任保育士として勤務していれば給与支給額はいくらだったかを、当時(令和5年度)適用していた給与規定(給与表)や、同種同等職員の賃金台帳をもとに算出する
令和5年度においてAさんと同種同等職員に支給していた月額9,000円(年額108,000円)の処遇改善等加算Ⅲ手当も算定に含める

令和5年度 10年目主任保育士の

- ・処遇Ⅲの賃金改善額を除く基本給・賞与・手当等
- ・人件費の改定分(人勧分)
- ・R5の処遇Ⅲによる賃金改善額(R6に支給した残額を除く)

Bさん(R6年度から新規雇用にて勤務)の起点賃金水準

<前提条件>

E保育園に勤務

職種: 保育士

勤続年数: 1年目(令和6年度新規採用)

E保育園における給与規定は令和5年度から変更なし

E保育園では、1年目の保育士に対して、令和5年度時点で処遇改善等加算Ⅲ手当として月6,000円(年72,000円)を支給

<考え方>

令和5年度において、E保育園に1年目の保育士として勤務していれば給与支給額はいくらだったかを、当時(令和5年度)適用していた給与規定(給与表)や、同種同等職員の賃金台帳をもとに算出する
令和5年度においてBさんと同種同等職員に支給していた月額6,000円(年額72,000円)の処遇改善等加算Ⅲ手当も算定に含める

令和5年度 1年目保育士の

- ・処遇Ⅲの賃金改善額を除く基本給・賞与・手当等
- ・人件費の改定分(人勧分)
- ・R5の処遇Ⅲによる賃金改善額 **(R6に支給した残額を除く)**

Cさん(R6年度までに退職して現在は勤務していない)の起点賃金水準

<前提条件>

F保育園に勤務

職種:保育士

勤続年数:令和5年度限りで退職

<考え方>

Cさんについては、加算当年度(令和6年度)時点で既に退職済みのため、
処遇改善等加算との関係では考慮しない(加算前年度における賃金水準から除外する)

資料記載のAさん、Bさん、Cさんに係る処遇Ⅲ賃金改善額等については、
例示の金額となります。

各職員への賃金改善額に関しては、一律の金額で賃金改善を行うことも、園で職員ごとに
傾斜をつけて賃金改善を行うことも可能です

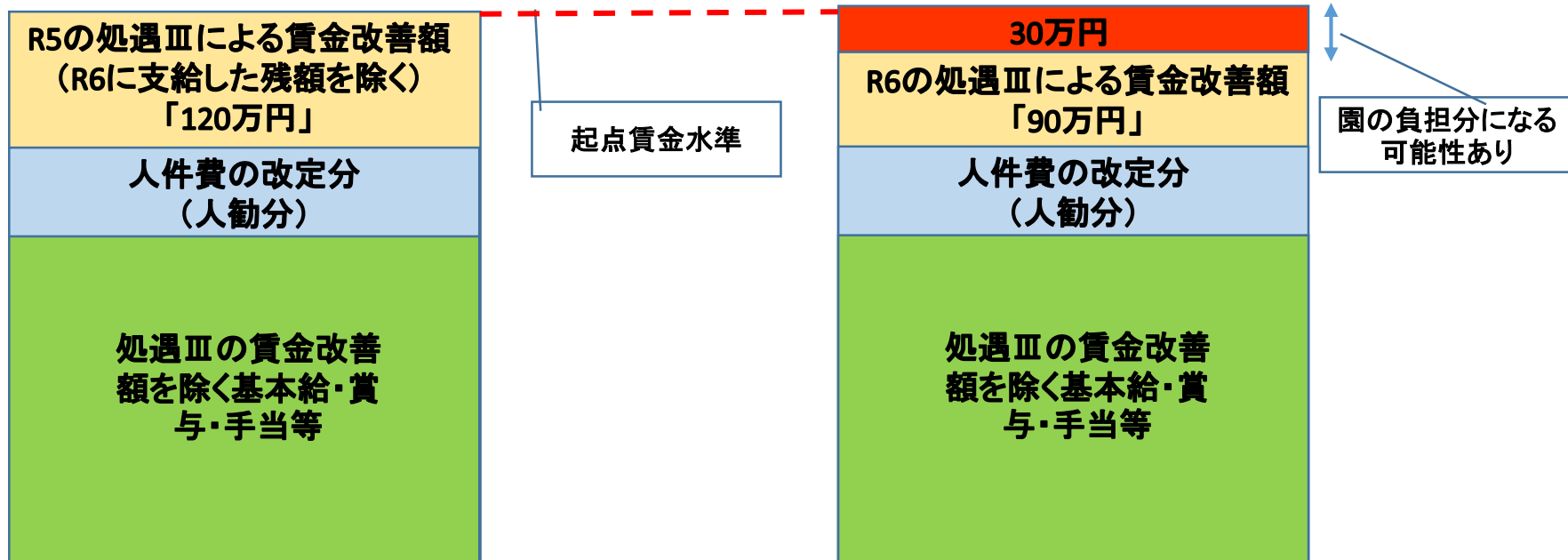
※職員ごとに傾斜をつけて賃金改善を行う場合は、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意してください

(支給例)① 処遇改善等加算Ⅲ

<前提条件>

- ・R5に処遇Ⅲ手当で賃金改善した「主任保育士1人、保育士9人 計10人」がR6も継続勤務している
- ・R5に市から園へ支給された処遇Ⅲ金額が「120万円」
- ・R6に市から園へ支給された処遇Ⅲ金額が「90万円」 の場合

<支給例 ①> R5処遇Ⅲの支給金額120万円を 全額毎月の手当等でR5年度中に全額賃金改善した場合



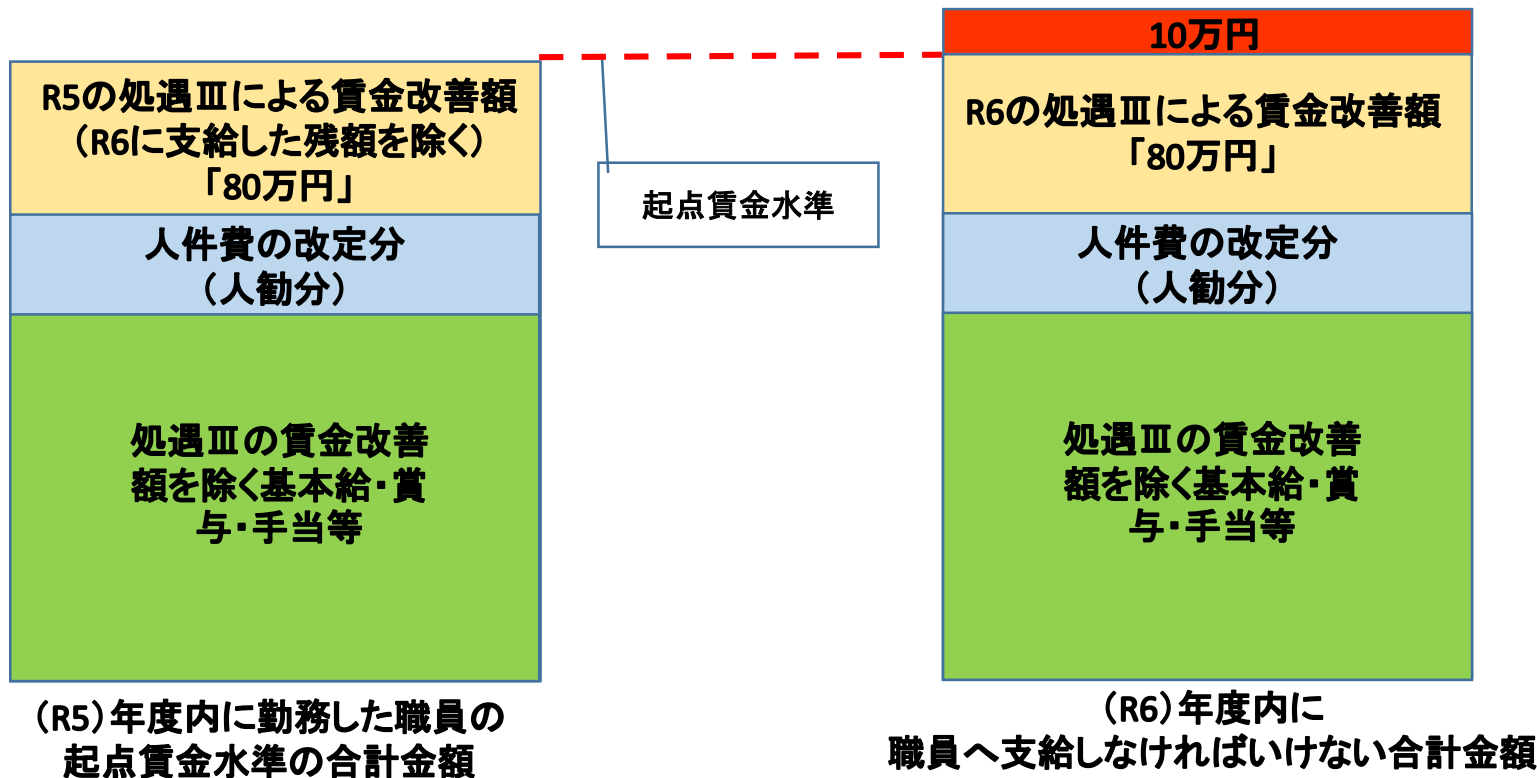
(R5)年度内に勤務した職員の
起点賃金水準の合計金額

(R6)年度内に
職員へ支給しなければいけない合計金額

R6年度の起点賃金水準は(R5)の「処遇Ⅲの賃金改善額を除く基本給・賞与・手当等」、
「人件費の改定分(人勧分)」、「処遇Ⅲによる賃金改善額(120万円)」となるので、
(R6)処遇Ⅲの支給額が90万円だった場合、30万円が**園の負担金額となる可能性があります**

(支給例)② 処遇改善等加算Ⅲ

＜支給例 ②＞ R5処遇Ⅲの支給金額120万円を
3分の2の金額(80万円)を毎月の手当等で、
残額(40万円)を翌年度(R6)に賃金改善した場合



R6年度の起点賃金水準は(R5)の「処遇Ⅲの賃金改善額を除く基本給・賞与・手当等」、
「人件費の改定分(人勸分)」、「処遇Ⅲによる賃金改善額(80万円)」となるので、
(R6)処遇Ⅲの支給額が90万円だった場合、R6に80万円を毎月の手当等で賃金改善、残額で
ある10万円を翌年度(R7)賃金改善を行うことが可能です。